

整理番号：

(様式第 1-A)

## 飼養等許可申請書 (ハナガメ新規) (書き方例)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号) 第 5 条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 28 年 10 月 1 日

関東地方環境事務所長 殿

申請者の住所：〒330-6018

ふりがな 氏名： <sup>かんきょう</sup>環境 <sup>いちろう</sup>一郎 印

埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2

電話番号：048-600-0516

職業：公務員

1.申請の種類	新規		
2.申請に係る特定外来生物	1)種類	ハナガメ ( <i>Mauremys sinensis</i> )	
	2)飼養等をしようとする数量(単位)	現在飼養している個体数 ( 3 頭)	
3.飼養等の目的	特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている個体の愛がん又は観賞		
4.特定飼養等施設	1)所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ ( <input checked="" type="checkbox"/> 屋内、 <input type="checkbox"/> 屋外 ( )) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	2)規模	<input checked="" type="checkbox"/> 水槽型 (縦 100cm×横 60cm×高さ 30cm× 1 個, 縦 120cm×横 80cm×高さ 30cm× 1 個 )	
		<input checked="" type="checkbox"/> 円形等の容器 (直径 50cm×高さ 30cm× 1 個 ) <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】カメの前足が届かない高さを有している。	
3)構造	<input type="checkbox"/> ガラス製 <input checked="" type="checkbox"/> プラスチック製 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】容易に外れないフタを有している。		
5.主たる飼養等取扱者 ※1)で申請者以外を選択した場合は2)~4)も記入	1)飼養等取扱者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 (個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む。) <input type="checkbox"/> 申請者以外	
	2)氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)		4)職業
	3)住所 (法人の場合は主たる事業所の所在地)		
6.飼養等管理体制	1)施設の点検方法、点検頻度	<input checked="" type="checkbox"/> エサやりなどの際に毎日の点検を行う。また、水槽等の清掃時に保守点検を実施する。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	2)飼養等が困難になった場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 【必須】 野外への放出をしない。 <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】 適切な方法により殺処分を行う。	
	3)特定外来生物の運搬の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り (運搬目的 <b>動物病院へ連れて行くため</b> ) <input type="checkbox"/> 無し (有りの場合は移動用施設の写真を添付する)	
7.現在の飼養等の状況	飼養等をしている数量(単位) ※2.2)と同じ個体数を記入	3 頭	
8.添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の図面 (省略可) <input checked="" type="checkbox"/> 敷地内における施設の位置図 (省略可) <input type="checkbox"/> 縮尺 1:5,000 以上の概況図 (省略可) <input checked="" type="checkbox"/> 【必須】 施設及び設置場所がわかる写真		
9.施行規則第 6 条第 3 号から第 5 号に該当しないことの証明	<input checked="" type="checkbox"/> 【必須】 私 (法人の場合：当法人及び法人の役員)は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 6 条第 3 号から第 5 号までに該当しない者です。		
10.備考			
担当者連絡先 ※申請者以外に本申請に係る担当者がある場合に記入	氏名	環境 花子	所属・役職 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室・係長
	住所	自宅 さいたま市中央区新都心 11-2 会社 東京都千代田区霞が関 1-2-2	
	電話番号	048-600-0516	電子メールアドレス Kankyuu.hanako@env.go.jp

(記入上の注意事項)

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れる。ただし、【必須】とある項目は必ず該当することを確認の上、チェック(レ)を入れる。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等(右下表)とする。

## 0. 申請をする者と申請先

個人の場合は、氏名、住所、電話番号及び職業を記入する。法人として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。その場合、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)並びに主たる事業を記載する。

申請先については、以下のとおり、当該地区の地方環境事務所長とする。

北海道地区：北海道地方環境事務所長

東北地区：東北地方環境事務所長

関東地区(山梨・新潟・静岡含む)：関東地方環境事務所長

中部地区(富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重)：中部地方環境事務所長

近畿地区：近畿地方環境事務所長

中国四国地区：中国四国地方環境事務所長

九州地区(沖縄含む)：九州地方環境事務所長

## 1. 申請の種類

新規：特定外来生物の指定時に現に飼養しているハナガメの飼養等の許可を申請する場合は、新規となる。

## 2. 申請に係る特定外来生物

1)種類：飼養等しようとする特定外来生物の種名(ハナガメ *Mauremys sinensis*)を記入する。

2)飼養等しようとする数量：

特定外来生物に指定される以前から飼養等をしている個体を、愛がん・鑑賞目的で継続して飼養等しようとする場合は、増殖は認められない。現在飼養をしている数量とする。

## 3. 飼養等の目的

愛がん・観賞目的以外の方は環境省地方環境事務所等へ連絡。

## 4. 特定飼養等施設

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。

2)規模：特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記入する。

3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。

これらの添付書類として、8.添付資料の欄にチェックをし、必要な書類を添付する。

## 5. 主たる飼養等取扱者

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者(主たる飼養等取扱者)が申請者(個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む。)以外の場合は、2)～4)についても記入する。

## 6. 飼養等管理体制

1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。

2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後にやむをえない事情により飼養等をするのが困難になった場合、記載内容を十分確認した上で、2つの□欄ともにチェックする。

3)特定外来生物の運搬の有無：特定外来生物の運搬が想定される場合は有りの欄にチェックし、想定されない場合は無しにチェックする。なお、有りにチェックした場合は、目的を記入し、移動用施設の写真を添付する。

## 7. 現在の飼養等の状況

飼養等をしている数量：申請書提出時点で飼養等をしているハナガメの数量を記入する。

## 8. 添付資料

新規に飼養等許可を得ようとする場合は、該当する書類を添付する。

施設及び設置場所がわかる写真：飼養する施設そのもの及びその設置状況がわかる写真を添付する。

## 9. 施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

以下の①～③の全てに該当しないことを確認し、□欄をチェックする。

①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない

②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない

③申請者が法人である場合、その法人の役員のうち、①②のいずれかに該当する者がいる

## 【申請書の提出先】

提出先	郵便番号	住所
北海道地方環境事務所	060-0808	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 3F
釧路自然環境事務所	085-8639	北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4階
東北地方環境事務所	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F
関東地方環境事務所	330-6018	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
中部地方環境事務所	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2
長野自然環境事務所	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎
近畿地方環境事務所	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンドイズマート(OMM)ビル 8F
中国四国地方環境事務所	700-0907	岡山市北区下石井 1丁目 4番 1号 岡山第2合同庁舎 11F
高松事務所	760-0023	香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6F
九州地方環境事務所	860-0047	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B4階
那覇自然環境事務所	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1丁目 15番 15号 那覇第一地方合同庁舎 1階